

令和5年度第1回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年4月10日(月)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	9時00分	閉会時間	10時03分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	足 立 福 子	6 番	塩 見 真 由 美
	3 番	木 山 篤 志	7 番	足 立 進 也
	4 番	嶋 川 克 寿	8 番	糸 田 川 啓
	5 番	加 藤 幸 児	9 番	福 田 英 夫
			10番	梅 林 操
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	多 里	新 田 和 之
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	山 上	妹 尾 重 寿	石 見	難 波 豊 治
	阿毘縁	岸 幸 利	福 栄	山 本 昌 樹
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員	2 番	天 崎 直 幸		
議事録署名委員	5 番	加 藤 幸 児	6 番	塩 見 真 由 美
出席した職員	事務局長	高 橋 裕 次	主 事	山 田 祐 志

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	令和4年度における農地の権利移動等の状況について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第3号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
6. 協議事項	
協議第1号	
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	皆様おはようございます。定刻になりましたので、只今より令和 5 年度第 1 回 日南町農業委員会総会を開催いたします。初めに、出欠者の報告をさせていただきます。天崎農業委員が所用のため欠席届が出ております。それでは梅林会長よりご挨拶をお願いいたします。
挨拶	議 長	<p>皆様おはようございます。桜前線が、やっと日南町にも到達いたしましたが、先日の春の嵐で早くも、はかなくも散りゆく桜となりました。</p> <p>令和 5 年度が始まりましたが、年度末、年度初めで多くの卒業式、入社式に参加させていただきました。3 月 16 日には林業アカデミーの卒業式が行われ、12 名が卒業いたしました。内 2 名が町内、5 名が県内、5 名が県外就職して巣立っていきました。</p> <p>また、4 月 3 日には農業研修生の入社式が執り行われ 4 名が入社、東京都より 1 名トマト栽培の研修、他 3 名は米子市から。一人はトマト、一人は野菜、一人は白ネギ、ブロッコリーの研修を予定しています。</p> <p>そして、4 月 7 日には林業アカデミー第 5 期の入学式が行われ、13 名が入学、県内から 5 名、県外から 8 名、遠くは福島県、千葉県、石川県から新入生でした。</p> <p>さて、昨年 5 月 20 日成立、令和 5 年 4 月 1 日より施行された、基盤法、バンク法、農振法、農地法、委員会法、農業協同組合法の施行に伴い、我々農業委員会も農地利用の最適化の推進に取り組んでいくこととなります。中でも、農地法の改正で下限面積の撤廃は企業による農地取得につながる要因も含んでいますが、最近では大型農家優先の農業施策が多い中に於いて、狭間農業を見直し、小規模な兼業農家も農業者の一員として認めていくこととなりました。太古の昔より小規模農業、自家消費が基本で少しずつ田んぼを開墾してきた農地を今では非農地分類とする今の時代を憂うものですが、お手元にお配りしてあります、ストップ遊休農地のパンフレットに詳細が記してありますが、農地パトロールに於いて遊休農地と判断された場合はただちに調査票を発出して利用意向調査を行い、回答によっては農地中間管理機構と協議するように勧告することとなります。また、農業上の利用のない旨の表明があった場合には、固定資産税が 1.8 倍となることとなります。以上を申し上げまして令和 5 年度 第 1 回日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしく願いいたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第 30 条の規定により、議長が指名するとし、5 番 加藤農業委員、6 番 塩見農業委員を指名した。
報告第 1 号	議 長	<p>続いて報告事項に移ります。報告第 1 号 令和 4 年度における農地の権利移動等の状況について事務局お願いします。</p> <p>主 事 報告第 1 号 令和 4 年度における農地の権利移動の状況についてです。令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までにおける農地の権利移動等の状況についてです。1 番、農地法第 2 条第 1 項の申請（非農地証明）13 件、田 3,889 m²、畑 4,009 m²、その他 23 m²、合計 7,921 m²です。</p> <p>2 番、農地法第 3 条の許可、所有権移転が 6 件、田 15,168 m²、畑 2,497</p>

		<p>㎡、その他 430 ㎡、合計 18,095 ㎡。相続が 1 件、田 9,120 ㎡、畑 1,362 ㎡、合計 10,482 ㎡。賃借権が 1 件、田 5,553 ㎡です。</p> <p>3 番、農地法第 4 条及び第 5 条の許可（転用）、4 条はありませんでした。5 条は 2 件、田 4,525 ㎡です。</p> <p>4 番、農地法第 18 条第 6 項の通知書（合意解約）、26 件、田 99,279 ㎡、その他 5,731 ㎡、合計 105,010 ㎡です。</p> <p>5 番、農業経営基盤強化促進法による利用権設定、156 件、田 685,243 ㎡、畑 19,012 ㎡、その他 33,785 ㎡、合計 738,039.31 ㎡です。</p> <p>6 番、農地中間管理事業の推進に関する法律による利用権設定は 5 番の内数になります。68 件、田 309,266 ㎡、畑 677 ㎡、その他 17,136 ㎡、合計 327,078.50 ㎡です。以上です。</p>
	議 長	<p>報告第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。</p>
議案第 1 号	議 長	<p>続いて議事に移ります。議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定についてです。今月は 3 件の非農地申請がありましたので審議をお願いするものです。</p> <p>申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地の他、田が 4 筆、畑が 7 筆、合計 11 筆、面積合計が 7,558 ㎡、土地所有者が△△の〇〇〇さん、非農地の事由として 20 年以上耕作をしておらず、原野化している、今後も農地として活用の予定はないということです。備考として、11 月の農地部会にて協議していただきましたが、申請者から登記について地籍調査による変更を待つということでご連絡をいただいたため、12 月の総会に挙げませんでした。再度 3 月に非農地証明の要望があったため、今回審議していただくものになります。</p> <p>申請番号 2、農地の所在地が△△×××番地の他、畑が 6 筆、合計 1,585 ㎡、土地所有者が△△郡△△町△△の〇〇〇さん、非農地の事由として 20 年以上耕作をしておらず、原野化している、今後も農地として活用の予定はないということです。</p> <p>申請番号 3、農地の所在地が△△×××番地の他、畑が 4 筆、合計 242 ㎡、土地所有者が△△市△△の〇〇〇さん、非農地の事由として 20 年以上耕作をしておらず、原野化している、今後も農地として活用の予定はないということです。</p> <p>添付資料として、5 頁に町内位置図を付けております。</p> <p>6 頁から 10 頁に申請番号 1 の位置図、字切図、現地確認写真、11 頁から 13 頁に申請番号 2 の位置図、現地確認写真、15 頁から 17 頁に申請番号 3 の位置図、字切図、現地確認写真を付けておりますので、ご確認をお願いします。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第 1 号について説明が終わりました。農地部会からの補足説明をお願いします。</p>

		(5番 加藤農業委員挙手) 5番 加藤農業委員。
	加藤農業委員	3件とも農地部会で事前協議をしました結果、非農地で問題ないという結論になりましたので、ご報告いたします。
	議長	議案第1号について、ご質問、ご意見がございますか。 (6番 塩見農業委員挙手) 6番 塩見農業委員。
	塩見農業委員	申請番号2、△△の現地確認写真が、道路のように見えますが。
	主事	△△②の写真につきまして、雪が残っている斜面のところになります。
	議長	議案第1号について、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。3件ありますので、個別に採決を取ります。 申請番号1について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、申請番号1は承認された。
	議長	申請番号2について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、申請番号2は承認された。
	議長	申請番号3について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、申請番号3は承認された。
議案第2号	議長	議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。
	主事	議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定についてです。令和5年度において、農用地利用集積計画について町長より諮問があったので、審議を求めるものになります。先に本日配布資料のカラー刷りのものをご覧いただけたらと思います。今回、令和5年4月1日付けで基盤法が改正され、農用地利用集積等促進計画になりました。資料1 賃借等というところをご覧いただけたらと思います。旧法の農地法第3条許可については存続、相対での農用地利用集積計画については2年間の経過措置がありますが、農地バンクを利用して賃借権契約を結ぶ場合に、これまでは農用地利用集積計画で所有者から農地バンクに貸付、農地バンクから農用地利用配分計画で耕作者に貸付になっていましたが、農用地利用集積等促進計画で同時に賃借権を結ぶものになりました。これまでの農用地利用配分計画は廃止され、2年間の経過措置として農用地利用集積等促進計画または、農用地利用集積計画での賃借権契約になります。 今回の農用地利用集積計画は相対の新規の契約となります。 21頁の利用集積計画総括表をご覧いただけたらと思います。今月は相対の新規の契約が1件、10年未満の使用貸借、田が2,634㎡、その他が81㎡、合計2,715㎡です。 資料23頁の議案第2号農用地利用集積計画をご覧ください。申請番号1、農地の所在地が△△×××番地、×××番地の2筆、面積合計が2,715㎡、貸付人が△△市の〇〇〇さん、借受人が△△市の〇〇〇さん、水稻作付、使用貸借権、令和5年5月1日から令和7年3月31日までの1年11

		ヶ月の契約になります。以上です。
	議 長	議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。 (9 番 福田職務代理挙手) 9 番 福田職務代理。
	福田職 務代理	一つ確認をさせていただきます。この農地バンクというのは中間管理機構と いう考え方でいいんだと思いますが、中間管理機構以外に農地バンクに当 たる組織はないという考え方でいいのでしょうか。
	主 事	農地バンクは中間管理機構とお考えいただければ大丈夫です。
	福田職 務代理	経過措置というのは具体的にどのような考え方でしょうか。
	主 事	日南町では移動農地銀行に合わせて書類を作成し、契約を結んでいた いていますが、契約書が出てきていないものも数件あります。4 月 1 日以 降、提出があった場合にこれまでのやり方で 2 年間は契約ができるという ことです。今後については農地中間管理機構を通じて契約にまとめていく こととなります。
	議 長	その他、議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いよう ですので採決に移ります。議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。
議案第 3 号	議 長	議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規 定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答につ いて事務局お願いします。
	主 事	議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規 定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答につ いてです。資料 26 頁に利用集積等促進計画案総括表を付けておりますので、 ご覧いただけたらと思います。今回は機構を通じた新規の契約が 1 件、再 設定の契約が 1 件、3 年未満の賃借権設定が 2,323 m ² 、3 年から 6 年未満の 賃借権設定が 4,660 m ² 、合計 6,983 m ² となります。 27 頁の利用集積及び利用配分、農用地利用集積等促進計画実績集計表を ご覧ください。令和 5 年 4 月の貸付人が 2 人、3 筆、面積 6,983 m ² 、借受人 が 2 人、3 筆、6,983 m ² 、配分率は 100%になります。 29 頁の議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画案をご覧ください。 申請番号 1、新規で農地の所在地が△△×××番地の田が 1 筆、面積が 2,323 m ² 、貸付人が△△の○○○さん、転貸人が鳥取県農業農村担い手育成 機構、借受人が△△の農事組合法人□□□、そばの作付け、水張反当◇◇◇ 円、令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 12 月 10 日までの 2 年 6 ヶ月の契約に なります。 申請番号 2、再設定となっておりますので、お読み取り頂けたらと思いま す。 30 頁から借受けられる方の農業経営の状況を付けておりますので、ご確 認いただけたらと思います。以上です。

	議 長	<p>その他、議案第3号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので議案第3号について妥当と認める方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。</p>
協議第1号	議 長	<p>続いて協議事項に移ります。事務局お願いします。</p>
	高橋事務局長	<p>本日お手元に資料を配布しております、委員の皆様の報酬積立の決算についての資料をご覧いただけたらと思います。令和4年度、委員改選がありましたので、6月から積立をさせていただいたものになります。資料右側が引去り明細になります。合計欄が積立残高になります。従来、任期中継続して積立しておりました。公金以外の通帳の管理について定期監査において指摘を受けており、この度、積立金、預かり金の取扱いについて委員の皆様のご意見を伺えたらと思います。事務局の案といたしまして、単年度で精算させていただきたいと考えております。4月末を会計年として残高を精算させていただければと考えております。以上です。</p>
	議 長	<p>委員の積立金について1年ごとに精算したいという考えであります。ご質問、ご意見がございましたか。</p> <p>(1番 足立農業委員挙手) 1番 足立農業委員。</p>
	足立農業委員	<p>単年度での精算についてはいいと思いますが、そもそも何のための積立なのか。明細を見ると、報酬からの引去りでもいいような金額であると思います。年間約12万円積み立てないといけない理由を教えてくださいたいと思います。</p>
	議 長	<p>令和4年度はコロナ禍ということもあり、行事も少なかったですが、以前は3年間積み立てて、研修旅行を行っておりました。コロナも終息に向かいつつありますので、今年度は県外研修や日野郡の交流会等を考えていきたいと思っております。皆様のご意見を伺えたらと思います。</p> <p>(9番 福田職務代理挙手) 9番 福田職務代理。</p>
	福田職務代理	<p>事務局案で賛成です。</p>
	議 長	<p>ありがとうございます。推進委員の皆さんからもご意見を頂けたらと思います。5月から翌年の4月末で精算する方法でよろしいでしょうか。</p> <p>(意見等なし。) 単年度での精算にさせていただきます。</p> <p>皆さんから、協議事項等ありますでしょうか。無いようですので、次に移ります。</p>
その他	議 長	<p>その他事務局お願いします。</p>
	高橋事務局長	<p>次回総会は、令和5年5月10日(水)午前9時から議場で開会予定です。よろしく願いいたします。</p> <p>その他、本日配布資料の農業委員会、農林課の事務分掌表です。農業委員会につきまして、人事異動はありませんでしたので、現体制での事務分掌を作成しております。関連して、農林課の事務分掌も付けておりますので、ご覧いただけたらと思います。</p>

	<p>続いて、農業委員会の慶弔内規です。農業委員会の皆様の慶弔内規を定めさせていただいております。既にご承知とは思いますが、確認のため今一度お配りさせていただきました。該当がありました場合には事務局にお知らせいただけたらと思います。</p> <p>次に、推進委員の皆様へタブレット端末をお配りしております。日南町ではタブレット端末を9台準備させていただいております。以前、会長からも遊休農地等の確認で積極的に活用していただきたいというお話もありました。先月研修会も行っております。今後、月に1度タブレットの操作研修会を開催できればと考えております。本日第2会議室を準備しておりますので、研修会に参加をお願いします。また、農業委員の皆様につきましても、今後タブレット端末が準備できるように町執行部と協議しながら進めていきたいと考えております。現場での操作はもちろんですが、毎月の総会での活用も含めて執行部と協議していきたいと思っております。</p> <p>続いて、選挙の関係について、昨日は県知事、県議選挙が行われました。今後、町議会選挙が4月18日告示、4月23日が選挙の予定になっております。以前もご説明をさせていただきましたが、委員の皆様におきましては政治活動運動には十分ご配慮をお願いします。</p> <p>次に、前回総会で、加藤農業委員からご質問がありました、民法関係の改正について、所有者不明土地等の「発生予防」「利用の円滑化」の両面から総合的に民事基本法制の見直しについて3つのポイントが挙げてあります。今回ご質問がありましたのは、相続登記の申請義務化についてということと認識しております。こちらの制度は令和6年4月1日から施行となります。相続人が取得を知った日から3年以内に相続登記の申請義務化となります。また、この期間内に登記がなされない場合は10万円の過料罰則があります。この制度について法務局から住民課に周知通知の依頼があったということですので、住民課からのお知らせがあるものと思っております。また、その他の制度については既に施行している制度もありますが、情報等がありましたら、県の農業会議等含めながら研修会等させていただきたいと考えております。</p> <p>最後に、公共工事に伴う附帯施設の農地の一時転用の取扱について山田主事から説明をさせていただきます。</p>
主 事	<p>公共工事に伴う附帯施設の農地の一時転用の取扱についての資料をご覧ください。まず、取扱の変更経過の説明をさせていただきたいと思っております。鳥取県では公共工事に関する附帯施設の農地の借り上げについて平成24年10月15日通知から許可不要としての取扱しておりました。また、平成27年8月27日の通知から農業委員会への報告での取扱となっておりましたが、今回、令和5年1月10日の通知では、県が農地を借り上げる場合は農業委員会への報告で変更ありませんが、県が指定した農地を工事請負業者が借り上げる場合、県と協議を経て請負業者が農地を借り上げる場合、転用許可が必要になりますので、その際には審議を頂く形になります。よろ</p>

	しくお願いします。
議長	<p>ただ今の説明でご質問、ご意見がありますでしょうか。</p> <p>私のほうから質問よろしいでしょうか。</p> <p>24 頁に賃借権等を受ける者の農業経営の状況等の資料がつけてありますが、規模要件がなくなったが、この資料はいるのか。</p>
主事	<p>4 月 1 日から農地面積については不要となっており、機械の所有の有無について判断をするようになっていますが、担い手育成機構から様式を頂いており、面積も記載するようになっております。参考資料として考えていただければと思います。</p>
議長	<p>わかりました。</p> <p>その他、皆さんからありますでしょうか。</p> <p>(高橋事務局長 挙手) 高橋事務局長。</p>
高樫事務局長	<p>部会、委員会の関係ですが、3 月に研修委員会、農業者年金部会で活動をされておられますので、委員長、部長からご報告を頂けたらと思います。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>(1 番 足立農業委員挙手) 1 番 足立農業委員。</p>
足立農業委員	<p>研修部会ですが、3 月 15 日に日野郡女性委員の研修会が江府町でありました。鳥取市農業委員会の濱田会長を招いてお話を伺った後、江府町、道の駅のお話を伺い、意見交換を行いました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。続いて農業者年金部会お願いします。</p> <p>(6 番 塩見農業委員挙手) 6 番 塩見農業委員。</p>
塩見農業委員	<p>3 月 12 日に事務局に準備していただいたリストに基づき、新規就農者の方々へ分担して、農業者年金加入促進活動を行いました。結果として 1 件 1 ターンで新規就農されておられる方に加入していただきました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、皆さんからありますでしょうか。</p> <p>(1 番 足立農業委員挙手) 1 番 足立農業委員。</p>
足立農業委員	<p>前回の総会で、賃貸借契約がなされた、〇〇〇さんの農地について次回総会で説明をするというお話だったと思いますが、個人間での話し合いで決められたというだけではだめなのか。農業委員会が認めた人でないといけないのか。</p>
高橋事務局長	<p>前回の総会の案件につきましては、△△の農地で契約期間内での解約、付替えの届出がありました。本来、農地の貸し借りについては本人同士で行われるケースが多いかと思いますが、内容等、第 3 者である農業委員会の皆様が間に入ったほうが良いケースもあると思います。それぞれの状況に応じて対応していただければよいと考えております。</p> <p>前回の〇〇〇さんの案件につきましても、本人同士の協議の中で調整されておられるということで、理解をしておりますので、委員の皆様はその</p>

		内容をご承知おきいただければと考えております。以上です。
閉 会	議 長	皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和5年度第1回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和5年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員